

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 8 日

各 就労継続支援 B 型事業所 運営法人 御中

奈良県健康福祉部障害福祉課
自立支援係

平成 27 年度目標工賃達成加算の算定について

平素より、本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、就労継続支援 B 型事業所における当該加算の算定方法について、別紙のとおり取扱うことといたしますので、ご案内いたします。

なお、当該加算に係る加算届の提出につきましては、**平成 27 年 4 月 22 日（水）****必着**とさせていただきます。締切日に到着しなかったものにつきましては、平成 27 年 6 月 1 日（6 月サービス提供分）からの適用となりますので、ご注意ください。

※ 諸様式については、奈良県障害福祉課の HP からダウンロードできます。
障害福祉課 TOP>トピックス>平成 27 年度目標工賃達成加算の算定について

※ 平成 27 年度より目標工賃達成加算の算定要件が変更となっておりますので、上記のページに掲載している「目標工賃達成加算の算定について」を必ず確認してください。

担当 奈良県健康福祉部障害福祉課 自立支援係 濱口 TEL: 0742-27-8513 FAX: 0742-22-1814

「目標工賃達成加算」の算定にかかる必要書類について

1. 必要書類

- ・目標工賃達成加算の請求を行うにあたって必要な書類は以下のとおりです。
 - ① 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
 - ② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
 - ③ 目標工賃達成加算届出書
 - ④ 工賃向上計画についての誓約書
 - ⑤ 工賃向上計画
- ※県の指定する期限までに提出してください(書式・期限等は別途案内します)

2. 書類作成にあたっての注意事項

- (1) 目標工賃達成加算届出書について
 - ・書式の改訂を行っておりますので、必ずホームページに掲載している最新の書式を使用してください(旧書式を使用されますと正しい判定ができません)。
 - ・黄色のセルのみ入力してください。水色のセル及びピンクのセルには計算式が入力されているので、変更しないでください。
- (2) 平成26年度工賃実績の算定方法について
 - ・月途中から利用を開始又は終了した者の当該月の工賃は除外してください。
 - ・その他留意事項については、ホームページに掲載している「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照してください。

3. 加算届提出先及び提出期限

- (1) 提出先
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県健康福祉部障害福祉課自立支援係
※**特定記録郵便での郵送**又は持参をお願いします。また、封書には「平成27年度目標工賃達成加算届出書類」と記載してください。
- (2) 提出期限：**平成27年4月22日(水)必着**
※締切日以降に提出されたものについては、4月1日からの加算は認められません。